

# 三菱ガス化学トレーディング CSR 調達（仕入れ）ガイドライン

## I 人権・労働

### 1. 差別の禁止

人種、性別、年齢、国籍、民族、宗教、障害などによる求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める。

### 2. 非人道的扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントといった各種ハラスメント、体罰等の過酷で個人の尊厳を傷つける一切の非人道的な取扱いは行わない。

### 3. 強制的な労働の禁止

すべての労働者をその自由意思において雇用し、強制的な労働を行わせない。また従業員が自らの意思判断で離職できることを保証する。

### 4. 児童労働の禁止

事業活動を行う国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しない。また、若年労働者の発達を損なうような就労をさせない。

### 5. 適切な賃金

事業活動を行う国・地域の法定最低賃金を順守する。また、不当な賃金減額を行わない。

### 6. 労働時間

事業活動を行う国・地域の法令で定められた労働時間を順守する。また、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する。

### 7. 従業員の団結権

労働条件や労働環境、賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する。

## II 安全衛生

### 1. 機械装置の安全対策

自社で使用する生産設備およびその他の設備は、危険度を評価し、適切な安全対策を講じ、保守管理を行う。

### 2. 職場の安全

就業中に発生する事故や健康障害といった職場の安全に対するリスクの洗い出しと評価を行い、そのリスクの発生源に対して十分な対策をとる。発生源に対する十分な対策が講じられない場合には、適切な保護具を配布し、安全教育を実施する。

### 3. 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定し、緊急時の対応策を策定する。また、緊急時にこの対応策が実施できるように訓練を行う。

#### 4. 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病については、その分類・記録を行い、労働災害および労働疾病の発生状況を把握し、必要な治療、調査、是正措置を行う。

#### 5. 職場衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、管理基準の制定・運用を行い、従業員への適切な教育や保護用品を提供するといった対策を講じる。

#### 6. 身体的負荷のかかる作業の配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定し、災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。

#### 7. 施設の安全性

従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する。

#### 8. 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、定期的に健康診断を実施し 適切な健康管理を行う。

### III 環境

#### 1. 製品に含有する化学物質の管理

現地の適用法を遵守し、法令等で含有が禁止されている化学物質を製品に含有しない。また必要な表示義務を順守し、必要な試験評価を実施する。

#### 2. 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程で用いる化学物質の取扱量と、外部環境に排出される化学物質の排出量を把握し、行政へ適切に報告を行う。また当該物質の排出量削減にも努める。

#### 3. 環境許可証／行政認可

事業活動を行う国・地域の法令等に従い、必要とされるすべての環境許可証やライセンスを取得し、維持し、最新の状態に保ち、適用される許認可と規制の報告要件を遵守するものとする。

#### 4. 取水・排水・汚泥・排気等の管理および排出量の削減

事業活動を行う国・地域における取水・排水・汚泥・排気などに関する法令等を遵守し、自主基準を設定して、取水量や排出量の削減を図り、公害の発生防止に努める。

#### 5. 資源・エネルギーの有効活用

資源保全、再利用、リサイクル、代替、またはその他の対策を講じ、省エネルギー・省資源を実行するための自主目標を設定し、実施状況の監視を定期的に行い、継続的にエネルギーや資源の有効活用を行う。省資源とは製品への材料使用量及び廃棄物の削減、再生資源及び再生部品の利用を促進することを指し、省エネルギーとは熱や電力エネルギーの使用量の合理化を指す。

#### 6. 温室効果ガスの排出量削減

温室効果ガスの削減を目的として、エネルギー効率の向上等による省エネルギーを実現する方法を継続的に追及する。

#### 7. 最終廃棄物の削減

有害物質以外の最終廃棄物について、それらを特定・管理し、最終廃棄物の削減を目的として、リサイクル等のアプローチを実施し、継続的な削減を図る。

#### 8. 生物多様性・環境保全への取組み

豊かで多様な生態系を維持するため、自社の事業により使用される資源や廃棄物・排出物によって生態系が毀損されないような取組みを実施する。

### IV 公正取引・倫理

#### 1. 汚職・賄賂などの禁止

事業活動を行う国・地域において政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、賄賂や違法な政治献金を一切行わない。

#### 2. 優越的地位の濫用の禁止

購入者や委託者といった優越的地位を利用し、仕入先、委託先に不利益を与える行為を一切行わない。

#### 3. 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダー（利害関係者）との関係において、不適切な利益の供与や受領を一切行わない。不適切な利益の供与および受領とは、法令に定める範囲、社会的儀礼の範囲を超えた金品の提供あるいは受領する行為、反社会的勢力に不適切な利益を供与する行為、顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行うインサイダー取引といった行為を指す。

#### 4. 競争制限的行為の禁止

公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行い、カルテルや入札談合といったこれらを阻害する行為は行わない。

#### 5. 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関して虚偽なく正確な情報を提供する。具体的には、製品やサービスの使用・品質・取扱い方法や、製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が挙げられる。

#### 6. 知的財産の尊重

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権が他者に侵害されないよう保護し、注意を払わなければならない。また、他者の知的財産の権利侵害を行ってはならない。

#### 7. 適切な輸出管理

法令等で規制される技術や物品の輸出に関して、国際合意や法規を調査し、順守する。そして 明確な管理体制の下、適切な輸出手続きを行う。

## 8. 情報公開

労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、組織、財務状況、業績、リスク情報（大規模災害による被害や環境・社会への悪影響の発生、重大な法令違反などの発覚）といった情報を、法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず提供・開示を行う。

## 9. 不正行為の予防・早期発見

従業員への教育、啓発を通じて不正行為の予防を行い、通報窓口を設置して不正行為の早期発見に対応する。

## V 品質・安全性

### 1. 製品安全性の確保

製品が関係する各国法令の遵守や規格への対応により、各国の法令等で定める十分な製品の安全性を確保できる製品の設計を行う。また、製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含みます。

## VI 情報セキュリティ

### 1. コンピュータ・ネットワーク脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策として、必要なセキュリティファイアウォールを備えて、自社および他者に被害を与えないように管理する。

### 2. 個人情報・機密情報の漏洩防止

自社のみならず、事業に関わる取引先や顧客、ひいては第三者の個人情報や機密情報を適切に管理・保護し、漏洩防止に努めなければならない。

## VII 社会貢献

### 1. 社会・地域への貢献

事業活動による地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくす取り組みを行う。同時に、持続可能な社会の実現に向け、事業を通じて国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を積極的に行う。

## VIII 責任ある原材料調達

### 1. 紛争鉱物の調達の禁止

製品の製造に使用する鉱物、あるいは商品としての鉱物または商品に含まれる鉱物の調査体制を整備し、紛争地域や人権侵害・紛争・環境破壊などに関わりを持つサプライチェーンから調達しない。

以上